

【税務関係③】 非居住者に関する税務

2 0 2 2 年 2 月
三井住友信託銀行
年 金 信 託 部

非居住者に関する税務

- (1)非居住者とは
- (2)非居住者の税務(一時金)
- (3)非居住者の税務(年金)
- (4)非居住者の変更事務

説明資料中、以下の略称を使用しております。

所法 … 所得税法

所令 … 所得税法施行令

所基通 … 所得税法基本通達

非居住者に関する税務

(本資料では、掛金の本人拠出がない前提でのご説明としております)

(1)非居住者とは

非居住者の定義

非居住者とは、日本国外に住所を有している、又は1年以上居所を有している個人を指します。

<所得税法>

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

五 非居住者 居住者以外の個人をいう。

住所

個人の生活の本拠をいい、生活の本拠かどうかは客観的事実によって判定する

<根拠法令:所基通2-1>

居所

その人の生活の本拠ではないが、その人が現実に住居している場所

例)仕事での赴任地、老人ホーム、長期入院中の病院等

<根拠法令:国税庁HPタックスアンサーNo.2012>

■判定時期

居住者／非居住者の判定は、以下のタイミングで行います。

一時金	年金
給付事由が生じた日 所得年分の判定に準じた考えになります。	規約に定める給付日 支給対象月とは異なります。

(2)非居住者の税務(一時金)

非居住者への一時金給付(退職所得)

非居住者に支払う一時金(退職所得)については、退職所得控除の適用を受けることが出来ません。
支払時には**居住者であった期間に行った勤務に対応する部分**に対して、**20.42%**の所得税を源泉徴収します。

<根拠法令:所法169・170条、所基通161-41>

<非居住者の一時金(退職所得)所得税額>

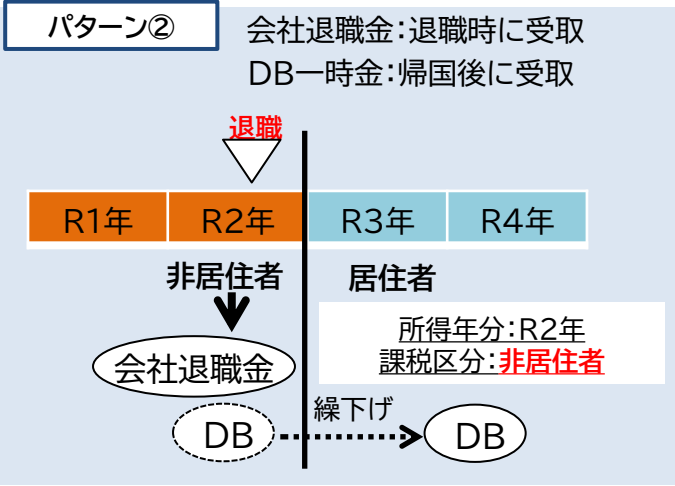
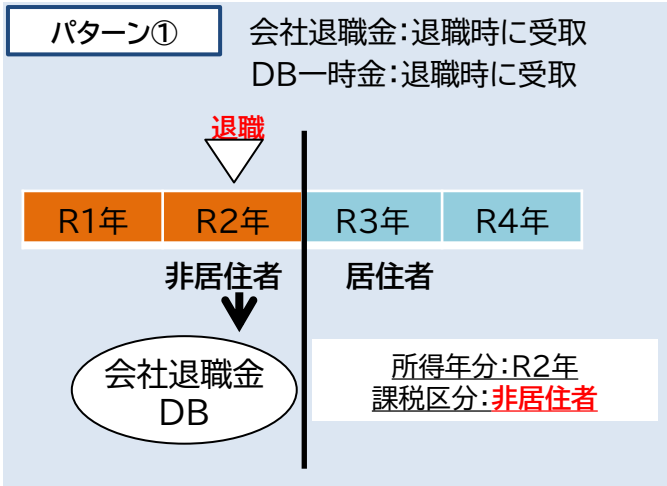
$$\text{所得税額} = \text{一時金給付額} \times \frac{\text{国内勤務期間}}{\text{総勤務期間}} \times 20\% \times 102.1\% \quad (\text{復興特別所得税})$$

非居住者については、地方税は課税されません。

<一時金給付における非居住者の判定時期>

非居住者かどうかは「**給付事由が生じた日**」時点で判定します。

給付事由が生じた日:原則、給付額の算定基準日。ただし、会社退職金等の支払いがある場合は
当該会社退職金の支払時期(退職日)と同じ時点。(所得年分の判定に準じた考えになります。)



受取った時点で国内居住者でも、
所得年分判定時に非居住者
だった場合は非居住者として課
税します。



(2)非居住者の税務(一時金)

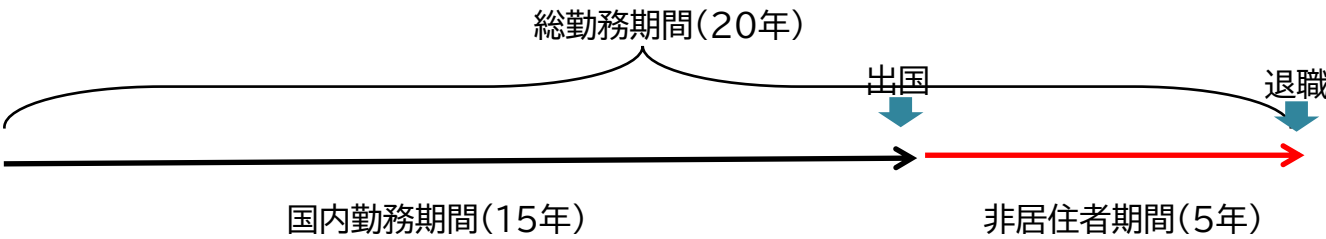
選択課税とは

非居住者への退職手当等については、本人の選択により、今回の退職に基づいてその年度中に支払われる退職手当等の総額を居住者が受けたものとみなして、居住者と同じ課税を受けることができます。選択課税の適用を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

<根拠法令:所法171・173条>

➤ 前ページにおける例

- ①退職一時金額:2,000万円 ②国内勤務期間:15年 ③総勤務期間:20年



<選択課税を適用(居住者として課税)>

(計算式)

$$\left\{ \left(\begin{array}{l} 2,000\text{万円} \\ \text{(一時金給付額)} \end{array} - \begin{array}{l} 800\text{万円} \\ \text{(退職所得控除)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} \times \underset{\text{※1}}{20\%} - 427,500\text{円} \right\} \times \underset{\text{※2}}{102.1\%} \text{(復興特別所得税)} = \text{788,722円}$$

※1 端数処理せず
※2 円未満切捨

<選択課税における時効>

年金受給中の一時金選択等、収入すべき時期が遡る場合、請求をすることができる日(※)より5年を経過している場合は、原則として消滅時効により選択課税(還付請求)ができません。

※収入すべき時期=所得年。請求をすることができる日=収入すべき時期の翌年1月1日

<根拠法令:国税通則法74条>

(2)非居住者の税務(一時金)

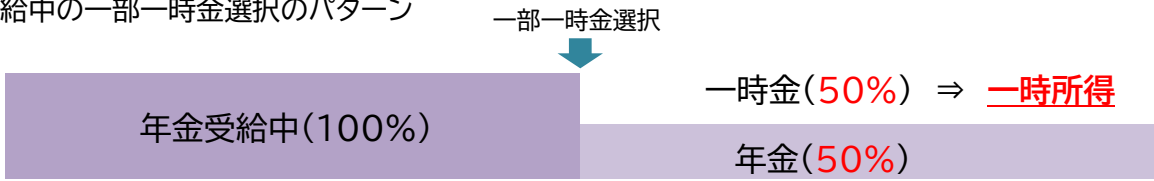
非居住者への一時金給付(一時所得)

非居住者に支払う一時金が**一時所得**の場合、原則として、給付額に対して**20.42%**の所得税を源泉徴収します。

<主な一時所得>

退職手当等で一時所得となるケースは、①年金受給中の一部一時金選択、②在職中の一時的金選択 等があります。

例:年金受給中の一部一時金選択のパターン



<非居住者の一時金(一時所得)所得税額>

$$\text{源泉徴収税額} = \text{一時金給付額} \times \text{20\%} \times \text{102.1\%}$$

(復興特別所得税)

ただし、租税条約の適用を受け、日本国内非課税となるケースがあります。

租税条約については、10ページ以降で詳しくご説明します。

例:日比(フィリピン)租税条約より抜粋

第18条

次条(2)の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国(フィリピン)の居住者に支払われる**退職年金 その他これに類する報酬** 及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金**に対しては、当該一方の締約国(フィリピン)においてのみ租税を課することができる。**

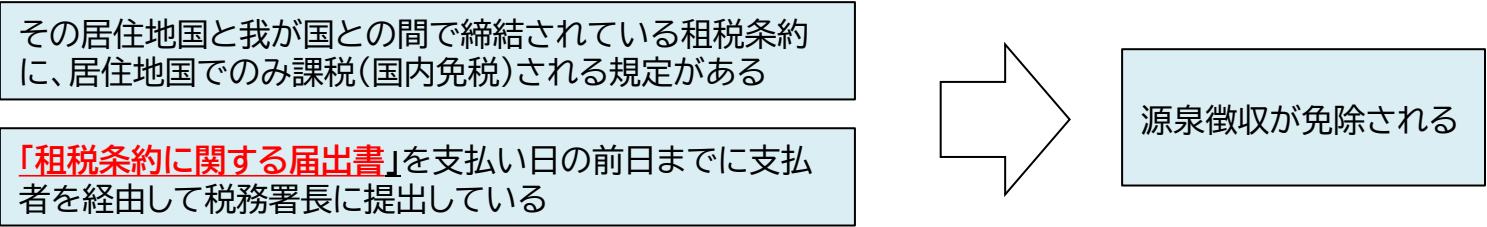
(3)非居住者の税務(年金)

租税条約とは

正式名称は「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と〇〇国との間の条約」といい、主に二重課税を回避する目的で締結された条約を指します。

この租税条約による源泉徴収に関する特例は、各国との租税条約の内容により幾分異なりますが、所定の届出書を提出することにより、退職年金の場合は所得税が免除される場合があります。なお、相手国との租税条約が締結されていない場合は、国内法が適用されることになります。

■租税条約の適用を受ける場合(国内非課税)



	日本	居住地国
原則	課税	課税
租税条約（年金条項）適用あり	届出書提出により非課税	課税

(3)非居住者の税務(年金)

■代表的な例

租税条約締結国		租税条約 非締結国
退職年金条項あり	退職年金条項なし	
米国(※1) 中華人民共和国 大韓民国 香港 インドネシア ドイツ(※2)ほか	タイ カナダ スウェーデン 南アフリカ	台湾 キューバ モンゴル イラン アルジェリア ほか

- ※1 米国の場合は、租税条約の適用を受けるために必要な手続きが異なります。詳細は次ページ
をご参照下さい。
- ※2 ドイツは租税条約締結国であり、退職年金の条項もありますが、日本国内における課税が認めら
れています。ロシア・デンマーク・ベルギー・アイスランド等も同様になります。(例外)

	日本	居住地国
原則	課税	課税
租税条約(年金条項)適用あり	届出書提出により非課税	課税
租税条約適用あり(ドイツ等)	課税	課税 (ただし、日本国内課税分を控除可)

(3)非居住者の税務(年金)

■ご提出書類

年金受給者さまが海外に居住された(非居住者となった)場合に弊社宛にご提出いただく書類は以下の通りです。
書類等のご提出が遅延いたしますと、追加納税および追加納税にかかる延滞税・不納付加算税の賦課、書面提出等のお手続きが別途発生する可能性がありますのでご注意ください。

居住国	提出物	入手先
米国	①変更届等	変更(兼給付返戻金再送金)指図書・・・弊社用度品 (No.23098)
	②租税条約に関する届出書 (様式9)※2	国税庁HP
	③特典条項に関する付表 (様式17)※2	国税庁HP
	④居住者証明書 ※2 (FORM6166)	年金受給者よりIRS(米国内国歳入庁)に申請いただき、入手いただくことが可能です。申請後、居住者証明書が発行されるまでに時間を要しますのでご注意ください。なお、IRS(米国内国歳入庁)以外で発行された書類を代替することは認められておりませんのでご注意ください。
米国以外	①変更届等	変更(兼給付返戻金再送金)指図書・・・弊社用度品 (No.23098)
	②租税条約に関する届出書 (様式9)	国税庁HP

- ※1 年金受給者さまが非居住者となった場合の事務フローは、16ページをご参照下さい。
- ※2 「租税条約に関する届出書」・「特典条項に関する付表」・「居住者証明書」の書面については、必ず一緒にご提出をお願いいたします。提出いただきました書面に不足がある場合及び記載内容に不備がある場合は、お手続きができないことからご返却をさせていただきます。記入例は、次ページ以降をご参照下さい。

(3)非居住者の税務(年金)

■変更指図書(年金)の記入例

変更(兼給付返戻金再送金)指図書

提出年月日 平成 29 年 12 月 10 日 区 分 7 3 0 0 1 加入者番号 7 0 0 5 0 1 受給権者番号 7 0 0 5 0 1

受給権者の基本情報

住所 千代田区丸の内 1-4-1 年金産業株式会社 取締役社長 信託 一郎

電話番号 03-6256-3670

フリガナ トウキョウト

氏名 年金 花子

性別 男性 女性 出生年月日 平成 29 年 12 月 24 日

変更内容記入欄

変更年月日 平成 29 年 12 月 01 日

① 住所等の変更 1111 River Street, Hoboken, New Jersey, 07030, U.S.A.

② 通信先住所の変更 大阪府豊中市新千里西町 1-1-3

③ 通信先の取消

④ 氏名の変更 信託 花子

送金先 銀行 郵便局 口座番号 1 0 - 1

給付受取方法変更

給付返戻金の再送金指図 あり なし

①受給者さまの基本情報

受給者さまの現在の登録内容をご記入ください。

②出国日・入国日・海外での転居日

当該日付をもって居住者・非居住者の判定基準日としますので、必ずご記入ください。

③現住所(海外住所)

国名は必ずご記入ください。
アルファベットにてご記入ください。(中国等に関してもアルファベットでご記入ください)

④通信先住所

現住所(海外住所)とは異なる住所(国内住所等)への郵送を希望される場合にご記入ください。

⑤通信先の取消

海外から帰国された事等に伴い、通信先住所が不要となる場合に✓を付けてください。

⑥氏名

婚姻等で氏名がアルファベットになった場合でも、フリガナはカナ文字でご記入ください。

(3)非居住者の税務(年金)

■ 租税条約に関する届出書の記入例

■ 「租税条約に関する届出書」の記入方法について

租税条約に関する届出書 (For official use only)

裏面の注意事項「届出書の提出について」の3のとおり、この届出書は、正副2通を作成のうえご提出ください。

日本ではなく海外のご住所をご記入ください。登録済みのご住所が変更になった場合は、別途お届けが必要となります。

年金受給者さまのご記入欄

氏名 年信 太郎 (国籍 Nationality) 日本

住所又は居所 999 NEWYORK USA (電話番号 Telephone Number) 81-6833-56789

個人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder) 12345678901234567890 (納税者番号 Taxpayer Identification Number) USA

3 <日本国に住民票がある方のみ> 日本国の個人番号を通知カードまたはマイナンバーカードより転記してください。

三井住友信託銀行 日本ではなく海外の国名をご記入ください。

大阪府豊中市新千里西町1-1-3 06-6833-4832

法人番号 Corporate Number 20101001114610105 (事業の内容 Details of Business) 銀行信託業務

日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan 所在地 Address 同上

お客さまのご記入欄

年金等の種類 Kind of Pensions, etc. 老齢給付金

支払回数 Frequency of Payments 年6回

支払期日 Due Date for Payment 2, 4, 6, 8, 10, 12月

支払方法 Method of Payment 指定銀行振込

1回の支払金額 Amount of Each Payment ¥250,000

退職年金等の場合: 年金等の支払の基礎となった過去の勤務に係る雇用者 In case of Pensions: Description of the employer for whom the past services giving rise to the Pension, etc., was rendered

氏名又は名称 Full name ○○○企業年金基金 または ●●●株式会社 (電話番号 Telephone Number)

住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Address 東京都千代田区○○○

日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan 所在地 Address 同上

所在地 Address 同上

給付内容をご記入ください。

5 その他参考となるべき事項 (注6) Others (Note 6)

※裏面にもお客さまの記入箇所がございます。

「租税条約に関する届出書」は2部ご提出いただく必要がございます。
ボールペン等で記入する際は、コピーするのではなく、2部ともボールペン等でご記入ください。

年金受給者さまのご記入欄

Capacity of Agent in Japan

氏名 (名称) Full name

住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)

電話番号 Telephone Number

納税代理人 Tax Agent

その他の代理人 Other Agent

税務署に「納税管理人」を届出されている場合のみご記入願います。

注意 事項 INSTRUCTIONS

届出書の提出について Submission of the FORM

1 この届出書は、退職年金、保険年金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の課税徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受ける場合と使用する。

2 この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して年金等の支払者に行出し、年金等の支払者は、正本を、最初にその年金等の支払をする日の前までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について Completion of the FORM

4 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(3)非居住者の税務(年金)

■特典条項に関する付表(米)の記入例

記入見本 (表面)

特典条項に関する付表(米)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE 19 (A)

記載に当たっては、別紙の注を参照してください。 See separate instructions.

受給者さま氏名の記入

租税条約に関する届出書と同様に、この付表も、正副2通を作成のうえご提出ください。

2 この付表に記入される者の氏名又は名称: 年信 太郎

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項: 年信 太郎

4 公同会社 (注7) Publicly Traded Company (Note 7): 年信 太郎

5 公益団体 (注10) Public Service Organization (Note 10): 年信 太郎

6 年金基金 (注11) Pension Fund (Note 11): 年信 太郎

「特典条項に関する付表」は2部ご提出いただく必要がございます。
ボールペン等で記入する際は、コピーするのではなく、2部ともボールペン等でご記入ください。

記入見本 (裏面)

次の(a)及び(b)の要件のいずれも満たす個人以外の者 Person other than an individual, and satisfying both (a) and (b) below

(a) 税定又は税引に関する事項 (b) 税定又は税引に関する事項

※この面の記入箇所はございません。

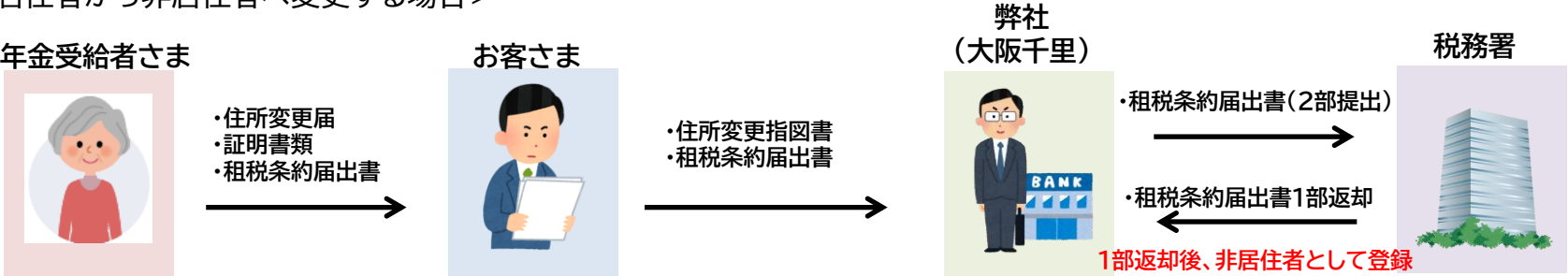
10 国別所得の確定 (注18): Determination by the NTA Commissioner (Note 18)

(4)非居住者の変更事務

住所変更事務

年金受給者さまから海外住所へ転居した旨の連絡があった場合の事務の流れをご説明します。

<居住者から非居住者へ変更する場合>



変更指図書登録のタイミングによっては還付／追加納税が発生します。

<例> 偶数月払で1回あたり2ヶ月分の給付
9月2日より非居住者となったが、変更指図書(居住者→非居住者)が11月に提出された場合。



- 居住者としての課税額 > 非居住者としての課税額 ⇒ 本来よりも多く納税した: 還付
- 居住者としての課税額 < 非居住者としての課税額 ⇒ 本来よりも納税額が少なかった: 追加納税

End of Presentation

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。

また、本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。